

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（328））
2. 日時：令和2年6月1日 13時30分～17時20分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

宇田川安全審査官、照井安全審査官、桐原調整係長

火災対策室

守谷室長、北嶋室長補佐、阿部係長、田邊係長

技術基盤グループ

システム安全研究部門

笠原技術参与

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長 他24名※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「6条 外部からの衝撃による損傷の防止」、「8条 火災による損傷の防止」、「12条 安全施設」及び「16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設」について、5月7日及び5月14日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【8条 火災による損傷の防止（内部火災）】

- 「表 フレキシブル電線管耐火ラッピングの仕様」に示される試験体①及び②の耐火材について、狭隘なケーブル処理室に施工可能であることを整理して説明すること。
- フレキシブル電線管耐火ラッピングについて、火災耐久試験の実施に至った経緯を説明すること。また、試験結果について、基準への適合性を説明すること。
- 消火栓のホースの長さについて、実際の取り回しを考慮しても十分であることを説明すること。

【6条 外部からの衝撃による損傷の防止（航空機落下確率）】

- 航空機落下による火災とガスタービン発電機用軽油タンクとの重畳火災について、評価結果を整理して説明すること。

【16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設】

- ヒータ付熱電対（水位・温度計測用）と熱電対（温度計測用：温度高警報発報）について、同じ高さにあるヒータ付熱電対の温度上昇が熱電対へ及ぼす悪影響が無いことを説明すること。

【12条 安全施設】「別紙図2-2-4 補助ボイラ（所内蒸気系）概要図」について、補助ボイラと所内蒸気系を区別した上で共用及び相互接続の範囲を整理して説明すること。

【6条 火山】

- 設計基準積雪深の係数について説明すること。
- B-非常用ディーゼル発電機用燃料移送ポンプについて、燃料貯蔵格納槽（屋外）に内包されていることを明確に説明すること。
- 海水ポンプの荷重評価について、モーターステータフレームが最弱部分であることを説明すること。
- 「表 中央制御室再循環運転における酸素濃度の時間変化」及び「表 中央制御室再循環運転における二酸化炭素濃度の時間変化」について、居住性に影響を与えない判定基準を整理して説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし